

十	十	九
三	二	
	一	
	發	額
經	利	
過	發	替
	行	單
利	行	
子	価	
率	格	位
	日	

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
平成二十六年六月二十六日
発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

100 + 表面利率 × 残存年数

$$1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

(工) 別表のとおりの通りに通算を受けていた者、額利の第の発行、率前十経行、金の債らでがに額利の象日日期場合、額國象日日期場合からまで債國かまで債額の受け取れぬもの象對翌行払場合の發支なるの債對各行象發各期す利に日定(日)×各×払定(日)100支規數同／365

に係る所得税が源泉徴収され、その利子の算式によるものとし、振替口座簿中の記録は前記(一)の算式によつて記載され、はるかに算出された金額は、二十分の一・三五を乗じた額により算出する。該当する債券を発行時ににおいて、その利息の支拂いに係る所得税が源泉徴収され、その利子の算式によるものとし、振替口座簿中の記録は前記(一)の算式によつて記載され、はるかに算出された金額は、二十分の一・三五を乗じた額により算出する。

二十九十八

十 十 十
七 六 五

十四

払者入払元 利象各準入償償
込札場利 回国発と札還還
期參所金 り債行すの金期
日加支 の対る基額限

利子

第発算と日う日同
者あるが非居住者には、前記(一)の算式で
は、支當たに、對号。額受ける所得税の税率を適用した金額に当該
。払ただよ各象に規制する國法人に適用をされ
うるしり支國規定する債の支払期日を後
()と算払債の支払期日に支払發行日を後
償き支出期の支るに支払發行日を後
還は払しに支るに支払發行日を後
期、期たお支払發行日を後
限そが金い期を支払の各
に銀額て支払の各
つ翌行を、支払の各
い営休支次の支
て業業支次
各發行對象國債の利
率 / 100 × 1 / 2

(別表)

名称及び記号	利 率 (年)	償 還 期 限	発 行 金 額 (額)	利 利 利 利 利	利 利 利 利 利	利 利 利 利 利
二 ・ ○ %	○ ・ 八 %	一 ・ 三 %	一 ・ 四 %	一 ・ 五 %	一 ・ 五 %	利 率 (年)
十年平 日十成 二三 月十 二六	日年平 六成 月三 二十 十五	日年平 九成 月三 二十 十一	日年平 六成 月三 二十 十一	日年平 六成 月三 二十 十一	日年平 六成 月三 二十 十一	償 還 期 限
九 億 円	二 十 七 億 円	五千 億八 円百 三十	一千 億四 円百 八十	億六 円百 四十 三	億六 円百 四十 三	発 行 金 額 (額)